

令和8年度、奈良県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動等の 参加資格（剣道専門部細則）について

奈良県中学校体育連盟剣道専門部

1. 剣道専門部細則

- (1) (公財)日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の定める「参加資格の特例」、「剣道競技部の細則」を遵守していること。
- (2) 「奈良県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動等に所属する中学生の参加資格についての特例」を遵守していること。
- (3) 地域クラブ活動等は、(一財)奈良県剣道連盟に団体加盟・継続登録していること。
- (4) 個人戦については、所属する地域クラブ活動等が登録する所在地のブロック大会に参加して、予選を通過していること。
- (5) 地域クラブ活動等の指導者・監督は、次のいずれかの指導者資格を有すること。

(ア) (公財)日本スポーツ協会公認資格

(イ) (公財)全日本剣道連盟の「社会体育指導員剣道(初級)」以上の資格

- (6) 複数の団体の監督を兼ねることはできない。

- (7) 年度途中での所属変更は認めない。

※ただし、下記のように自治体の方針等による地域移行の場合は、その限りではない。

【例】「自治体の方針等により、新チーム(3年生引退後)から自治体として部活動を廃止し、地域クラブ(地教委)に移行する」など。

- (8) 上記細則は、令和8年度の規定とし、以降修正を加えることができる。

2. 備考

●指導者資格について

申請書(県中体連本部発出)の中に、下記の文言があります。

『保有公認資格は(公財)日本スポーツ協会公認資格および中央競技団体公認資格を記入する。』

『認定申請の締切日より遡って6ヶ月以上、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもと、奈良県下で適切に指導が行われていること。』

- ・このことについて、上記(5)の(ア)または(イ)の公認資格取得をお願いいたします。

※各地域クラブ活動等において、申請登録している指導者のうち、最低1名は資格の取得をお願いいたします。

(あくまでも、現段階での措置であり、今後は、申請登録する全指導者の資格取得が必要になってきます。)

※資格を取得された指導者は、資格をお持ちでない指導者に必要なことを伝達していただくとともに、資格取得に向けてのお声かけをお願いいたします。

- ・次年度以降、さらに地域移行についての整備が進んでいくと思われます。指導者の皆さまにおかれましては、お早めに資格の取得をお願いいたします。

3. その他

●新年度の登録(所属の決定)について

所属を検討している団体のチーム状況(年間を通したチーム構成。特に、中3生が引退後。)を熟考した上で、所属団体を決定するよう、周知をお願いいたします。